

～ひとりで悩まないで～

労働相談会

職場のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！



パワハラつらい...

解雇されちゃった...



- ◆労働問題に関する豊富な知識と経験がある労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員など）が相談に応じます。
- ◆労働者、使用者どちらからの相談もお受けします。
- ◆正社員、契約・派遣社員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません。
- ◆**秘密は厳守**します。

	日時	会場
第1回	10月 9日 (水) 14:00～17:00	県庁 2 3 階 茨城県労働委員会事務局 (水戸市笠原町978-6)
第2回	10月17日 (木) 17:00～19:00	
第3回	10月25日 (金) 14:00～17:00	

- 面談または電話により相談を行います。
- 事前予約制です。
- 前日までに、お電話でご予約ください。

ご予約
お問い合わせ

茨城県労働委員会事務局
TEL : 029-301-5563

受付時間 8:30～17:15
(土日祝日を除く)



労働委員会では、話し合いによる職場のトラブル解決をお手伝いする
「あっせん」を行っております。詳しくは裏面をご覧ください。

—10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です—

【 ～例えば、こんな経験をしていませんか？～ 】

<労働者個人から>

- ◆職場の先輩から**パワハラ・嫌がらせ**を受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆仕事でミスをしたことを理由に**突然解雇**された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。

解雇

パワハラ

配転命令

<使用者(会社)から>

- ◆社員に**配転命令**をしたが、理由なく拒否された。
- ◆経営不振で**労働条件を変更**したいが社員との話し合いがうまくいかない。

労使間の話し合いが行き詰ってしまった...
そのような時には...

茨城県労働委員会の「あっせん」制度をご利用ください

労働委員会とは

労働者と使用者との間の労働トラブルを解決するための県の機関です。公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成されています。

公益委員
弁護士、大学教授など

労働者委員
労働組合役員など

使用者委員
会社役員など

「あっせん」とは

労働者と使用者の間で労働に関するトラブルが発生し、自主的な解決が困難となった場合に、公益委員、労働者委員、使用者委員が「あっせん員」となり、公正・中立な立場で双方の主張を確かめて、合意点を探りながら、話し合いによって解決されるよう支援する制度です。

労働委員会の「あっせん」制度の特徴

秘密
厳守

「あっせん」は非公開で行い、秘密は厳守します。

無料

制度を利用する際の費用はかかりません。

丁寧
公正・中立

公・労・使の三者構成により解決をサポートします。

手続き
簡単

労働委員会に申請書を提出します。様式は県HPからもダウンロードできます。

労・使

労働者、使用者のどちらからも申請できます。

「あっせん」の主な流れ

トラブル発生!

まずは事務局までご相談ください。

あっせん申請

事前調査

双方に聞き取り調査を行います。被申請者に対してあっせんの応諾を促します。

あっせん

あっせん員が双方の主張を聴き、解決案提示などを行い、問題解決を目指します。

解決

打ち切り

取下げ

～まずは、お気軽にご相談、お問い合わせください～

 茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (県庁23階)

TEL 029-301-5563 (総務調整課)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

